

居宅介護支援サービス

重要事項説明書

当事業所の居宅介護支援サービスの提供に関し、お客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

◆ 名称等

名称	居宅介護支援事業所 愛華の郷
所在地	静岡県藤枝市大東町58番地
電話番号	054-625-9730
FAX番号	054-634-1234
法人種別及び名称	社会福祉法人 三愛会
代表者氏名	理事長 阿井 孝訓
管理者氏名	前島 良枝
指定事業者番号	2275300446
サービスを提供する 通常の営業地域	藤枝市・焼津市（大井川地区・大富地区）

◆ 職員体制

職種	職員数	勤務形態		
管理者	1名	常勤	兼務	1名
介護支援専門員	3名以上	常勤	管理者兼務	1名
常勤 専従 (主任介護支援専門員1名以上)			3名以上	
事務員	1名以上	兼務		

◆ 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝祭日、12月29日～1月3日までを除く
営業時間	8時30分～17時30分までとする
備考	時間外・夜間・休日においても、緊急時には対応いたします。 緊急時 090-5000-4727

2 居宅介護サービスの概要

居宅介護サービスの申し込み	(要介護サービス等の申請) (居宅サービス計画書作成依頼届出書の提出) 重要事項説明書及び契約内容をご確認いただき契約の締結をします。
状況の把握 (アセスメント)	担当の介護支援専門員が、お客様のご自宅に伺い、お客様とご家族様のご希望などをお聞きし、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。
居宅サービス計画原案の作成	居宅サービス事業者に関する情報をもとに、お客様の希望を踏まえつつ、公正中立に複数の中から居宅サービス事業者を選定します。その際、選定の理由に関する説明を求めることができます。
居宅サービス担当者との連絡調整	担当の介護支援専門員を中心に「サービス担当者会議」において必要な意見交換などを行うことにより居宅サービス計画の内容の調整を図ります。
医療との連携	居宅介護支援の開始に当たり、お客様に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名を入院先医療機関に提供するよう依頼します。お客様が医療系サービスを希望している場合は、お客様の同意を得て主治医の意見を求め、意見を求めた医師にケアプランを交付します。医療機関と必要な医療情報の共有を行います。
居宅サービス計画の作成	お客様のご希望や心身の状況を考慮し、居宅サービス計画の目標を設定します。利用するサービスの種類、内容、利用頻度等を決定します。
お客様の同意	作成された居宅サービス計画の内容についてご確認ご了承いただきます。
居宅サービスの提供	居宅サービス計画に位置づけられたサービスを各々の居宅サービス事業者より提供します。

3 利用料金

基本報酬（※静岡県藤枝市 7級地1単位の単価：10.21円）

介護度 1・2	1,086単位／月	介護度 3・4・5	1,411単位／月
加算 特定事業所加算（II）		421単位／月	
初回加算		300単位／月	
入院時情報連携加算（I）		250単位／月	
入院時情報連携加算（II）		200単位／月	
退院・退所加算（I）イ		450単位／回	
退院・退所加算（I）ロ		600単位／回	
退院・退所加算（II）イ		600単位／回	
退院・退所加算（II）ロ		750単位／回	
退院・退所加算（III）		900単位／回	
通院時情報連携加算		50単位／月	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位／月	
ターミナルケアマネジメント加算		400単位／月	

原則として介護保険より10割給付されますので、お客様には請求いたしません。但し、介護保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合は一ヶ月につき上記の金額を頂き、当事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この証明書を後日、お住まいの市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

4 交通費

介護支援専門員が訪問するための交通費はいただけません。

5 解約料

いかなる場合も、解約料は請求いたしません。

6 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

当事業所の作成した介護サービス計画及びその計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。

尚、当法人では「第三者委員」を設置し、お客様からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

◆ 第三者委員

氏名	電話番号
堀田 修久	080-2603-3311
青野 幸憲	090-6575-6349

◆ 当事業所苦情受付窓口

担当者	管理者 前島 良枝
電話	054-625-9730
受付時間	営業日の8時30分～17時30分

◆ 行政機関その他苦情受付機関

藤枝市役所 地域包括ケア推進課	所在地	藤枝市岡出山1丁目11番1号
	電話	054-643-3225
	受付時間	8時30分～17時15分（祝休日・年末年始除く）
焼津市役所 介護保険課	所在地	焼津市本町5丁目6番1号
	電話	054-626-1159
	受付時間	8時30分～17時15分（祝休日・年末年始除く）
国民健康保険団体 連合会	所在地	静岡市葵区春日町2丁目4番34号
	電話	054-253-5590（苦情専用）
	受付時間	8時30分～17時（祝休日・年末年始除く）

尚、藤枝市では、介護福祉苦情救済委員会（介護福祉オンブズパーソン）を設置して公正中立な立場で苦情への対応をしております。

◆ 第三者評価の実施及び結果の公表 … 行っておりません。

7 損害賠償

事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、お客様に故意又は過失が認められる場合には、お客様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8 業務継続に向けた取り組み

事業所では、非常災害及び感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるように、下記の取り組みを行います。

- ◆ 非常災害：
 - ・業務継続計画の策定
 - ・非常災害時の通報及び連絡体制の整備
 - ・避難、救出等の訓練の実施（地域住民の参加）
- ◆ 感染症：
 - ・業務継続計画の策定
 - ・研修の実施
 - ・訓練（シミュレーション）の実施

9 虐待の防止

事業所では、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の担当者を定め、委員会を設置し、指針の整備や必要な研修を実施します。

◆ 人権擁護・虐待防止担当者 : 事業所 管理者

10 介護支援専門員の変更

担当介護支援専門員の退職など、やむを得ない事由が生じた場合、事業者はお客様に通知し、担当介護支援専門員の交代をお願いすることがあります。

お客様が、担当介護支援専門員の変更を希望される場合は、遠慮なくご相談ください。

11 契約の終了・解除

お客様が死亡された場合、施設入所又は長期入院となった場合、お客様の認定結果が、非該当又は要支援1・2となった場合は、この契約は自動的に終了します。

お客様からの解約は、いつでも行えます。

事業者は、事業の継続が困難になる等やむを得ない事情がある場合、解約日の一ヵ月前までに通知し、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所を紹介します。

また、お客様又はそのご家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約の継続を困難にさせるほどの不信心行為（暴言・暴力行為やセクハラ等のハラスメント行為等を含む）を行った場合、その理由を通知し、改善が見られない場合は直ちに契約を解除することができます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 愛華の郷

説明者 介護支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(お客様)

住所 _____

氏名 _____ 印

(お客様家族・代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印